

2021年3月15日

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」事前確認の受付開始

このたびは、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社十八親和銀行（取締役頭取 森 拓二郎）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた事業者の皆さまのご支援にあたり、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下、一時支援金）」の登録確認機関として登録されました。

また、本日より弊行に事前確認をご希望されるお客さまの受付を開始いたします。なお、弊行では事業性融資取引があるお客さまの受付に限定させていただきますので、ご了承ください。

記

■ 一時支援金 制度概要

- 一時支援金は、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う、飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた中小法人・個人事業主の皆さまに支給される支援金です。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者 2019年比又は2020年比で、2021年1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者 <p>※都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は対象外です</p>
給付額	<ul style="list-style-type: none"> 前年又は前々年の対象期間（1月～3月）の合計売上 <ul style="list-style-type: none"> － 2021年の対象月（1月～3月から任意に選択した月）の売上×3ヶ月 上限は、中小法人60万円、個人事業主30万円

- 制度の詳細、申請手続きにつきましては、一時支援金 事務局ホームページをご確認ください。

【一時支援金事務局ホームページ】 <https://ichijishienkin.go.jp/>

■ 弊行受付概要

- 一時支援金の申請にあたっては、一時支援金事務局から申請IDの発行を受けられた後に、登録確認機関（金融機関等）から事前確認を受けていただく必要がございます。
- 弊行は登録確認機関として、事業性融資取引があるお客さまの事前確認を受付いたします。

1. 受付対象者 : 弊行に事業性融資取引があるお客さま

※弊行に事業性融資取引がないお客さまは、最寄りの登録確認機関へご連絡いただくか、一時支援金事務局にご相談ください。

【登録確認機関】登録確認機関として登録されている金融機関、商工会議所・商工会、税理士 等

<登録確認機関検索ホームページ>

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

【一時支援金事務局】 TEL : 0120-211-240

2. 受付期間 : 2021年5月31日（月）まで

■ 受付方法

1. 十八親和銀行 事業者ローンセンター

【電話番号】 0120-800-667 【受付時間】 平日（銀行営業日のみ） 9時～17時

2. 弊社ホームページ

弊社ホームページからも受付しております（24時間受付）。受付されたお客さまには、改めて弊社担当者からご連絡させていただきます。以下のURLまたはQRコードにアクセス頂き、必要事項について入力してください。

【URL】 <https://www.18shinwabank.co.jp/forms/pc/shienkin>

【QRコード】



以 上

《 本件に関するお問合せ先 》
（株）十八親和銀行 営業推進部 担当：岡野
TEL 095 - 895 - 6180